政　令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第七十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十二万七千円」を「九万円」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　菅　　義偉

府　令

○内閣府令第十八号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、内閣府聴聞手続規則の一部を改正する内閣府令次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣府聴聞手続規則の一部を改正する内閣府令

内閣府聴聞手続規則（平成六年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十一条**　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 ［一～八　略］ 2　［略］ 3　報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 ［一～三　略］	（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十一条**　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 ［一～八　同上］ 2　［同上］ 3　報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第七十四号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「六十八万三千円」を「六十八万四千円」に改める。

第三十四条第一号中「四十九円一銭」を「四十六円五十三銭」に改める。

別表第五の一の項中「千九百円二十六銭」を「二千六十九円四十八銭」に改め、同表の二の項中「千二百八十五円四十七銭」を「千三百九十九円九十四銭」に改め、同表の三の項中「千百七十三円六十九銭」を「千二百七十八円二十一銭」に改め、同表の四の項中「千百十七円八十銭」を「千二百十七円三十四銭」に改め、同表の五の項中「八百三十八円三十五銭」を「九百十三円一銭」に改め、同表の六の項中「百二十四円二十銭」を「百三十五円二十六銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和三年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和二年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　　義偉